

古館保育所重要事項説明書

R 6 .3 月時点

1. 施設の目的及び運営の方針 (1) 運営主体 (事業者の概要)

事業者の名称	紫波町
事業者の所在地	紫波町紫波中央駅前二丁目３番地１
事業者の連絡先	０１９－６７２－２１１１
代表者氏名	熊谷 泉

(2) 施設の概要

種別		保育所						
名称		紫波町立 古館保育所						
所在地		紫波町高水寺字土手 6 1						
連絡先		(電話番号) 0 1 9 - 6 7 6 - 6 0 4 8 (FAX番号) 0 1 9 - 6 7 2 - 3 6 8 0						
施設長氏名		早川 ひとみ						
開設年月日		昭和 5 8 年 4 月 1 日						
利用定員	(2 号)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	(3 号)	15 人	24 人	24 人	26 人	26 人	26 人	141 人
当園の基本理念・方針		・入所児童の健全な人間形成を図るため児童福祉の理念に基づき、子ども一人一人の最善の利益を尊重し、幸せな現在（いま）と未来を見据えた生きる力の土台作りを目指す。 ・地域社会との連携を深め、地域に愛されながら乳幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を視野に入れた豊かな保育を展開していく。 別途、年齢別且つ個々に細やかな目標を設定し、保育を行う。						

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	5, 264.21 m ²
	園庭	4, 265.73 m ²
園舎	延べ	998.48 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
ほふく室	2 室	
保育室	5 室	
遊戯室	1 室	
事務室	1 室	医務室兼用
調理室	1 室	
倉庫		

(5) 職員体制 (R6.3 月時点)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1 人	1 人	0 人	
主査保育士	3 人	3 人	0 人	
主任保育士	9 人	9 人	0 人	
保育士	13 人	5 人	8 人	
看護師	2 人	2 人	0 人	
主任栄養士	1 人	1 人	0 人	
調理員	3 人	3 人	0 人	
保育支援員	2 人	0 人	2 人	
調理補助	1 人	0 人	1 人	
用務員	1 人	1 人	0 人	
事務員	0 人	0 人	0 人	所長、主査、役場職員で対応

（６）利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【２号・３号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前７時～午後６時（１１時間）
	保育短時間	午前８時～午後４時（８時間）
延長保育	保育標準時間	午後６時～午後７時
	保育短時間	延長保育無し
開所時間	月～金曜日	午前７時～午後７時
	土曜日	午前７時～午後７時
休業日	日曜日・祝日（休日保育希望者は、別途申請により対応）	
	年末年始（１２月２９日～１月３日）	

（７）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）	
上乗せ徴収	なし	
実費徴収 ※副食費については、 口座振替となります。	※副食費	月４，５００円
	月刊絵本（３歳以上児）	月５００円程度
	新年度用品代（３歳児以上）	２，０００円程度
	親子遠足バス代	親子で２，０００円程度
その他	保険料	年４００円
	父母会費	月８００円
	下着等買取代 （パンツ・靴下・ハンカチ）	購入時の価格（自分の着替えの予備がない場合は買取りになります。）

（８）提供する特定教育・保育の内容

・畑作り、異年齢交流等を通じ、地域との関わりを積極的に行います。 ・特別延長保育により午後７時まで保育いたします。 ・食教育の推進等、健康支援と健全な発育の双方を図っていきます。

(9) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【 2 号・ 3 号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	町が行う利用調整による
退所理由	・ 2 号・ 3 号認定子どもに該当しなくなったとき（修了を含む） ・ 保護者から退所の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると町が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・ お仕事が終わりましたら、速やかなお迎えをお願いします。 ・ お仕事がお休みの日には、お子様と過ごしていただきますようお願いいたします。

(1 0) 嘱託医

医療機関の名称	紫波中央小児科（武藤 秀和）
電話番号	0 1 9 - 6 7 2 - 1 1 1 0

(1 1) 嘱託歯科医

医療機関の名称	城北歯科医院（平井 東英）
電話番号	0 1 9 - 6 7 6 - 3 3 9 9

(1 2) 緊急時における対応方法

保護者へ電話にて連絡後、必要な処置を施す。適宜、治療及びお迎えの要請を行う。
--

(1 3) 非常災害対策

避難訓練	毎月 1 回、避難訓練を実施する。 年 1 回以上、消防署視察・消火訓練・通報訓練を行う。 地域と合同訓練も計画し実施する。
防災設備	屋外消火栓設備、自動警報装置 等
避難場所	園庭、古館公民館、こどもの家、古館小学校 等
緊急時の連絡手段	電話連絡及びホワイトボードへの情報掲示等を行う。

(1 4) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	星 淑子	主 査
相談・苦情解決責任者	早川 ひとみ	所 長
第三者委員	佐藤 富美子	主任児童委員
	小野 昭夫	主任児童委員
	川村 政子	主任児童委員

【要望・苦情等への対応方法】

保育所内での検証・周知及び、必要に応じ紫波町、第三者委員へ相談を行い対応する。

(1 5) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	(1) 学校安全互助会 (2) 日本スポーツ振興センター
保険の内容	(1) (2) に規定する事故について賠償を行う (免責額 5 , 0 0 0 円)
負担金	保護者負担金 4 0 0 円、施設負担金 1 1 5 円 (1 人あたり)

(1 6) 個人情報の取り扱い

メディア等への氏名・写真等の提供については、事前に保護者の承認を得る。
保護者から提供された個人情報の重要性を深く認識して、情報の保護を図る。
情報の漏洩等が無いよう、個人情報の管理について研修を行う。

(1 7) 虐待の防止のための措置に関する事項

身体等に虐待の兆候が見受けられる場合、適宜、町に対し情報提供を行う。

(1 8) その他、保護者に説明すべき事項

別途、服装、駐車場利用、投薬、土曜保育、食事の提供等について説明を行う。
個人番号の提供、支給認定の取り扱いについて紫波町から説明を行う。